

運送事業者に対する行政処分(令和4年8月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貸切	令和4年8月18日	株式会社きらめき (法人番号5220001014 815) 代表者城戸昭生	石川県金沢市本町2 丁目4番1号	本社営業所	石川県小松市津波 倉町ハ38番地	輸送施設の使用停止 (90日車)	道路運送法(以下「法」) 第9条の2第1項及び法第 27条第3項	令和3年11月26日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出・運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)(2)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第38条第2項)(3)運行管理者に対する指導監督違反(運輸規則第48条の3)	11	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。